

地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の6の規定に基づき一般競争入札の参加資格等必要事項を次のとおり公告します。

平成27年1月7日

寒川町長 木村俊雄

1 入札に付する事項

① 「入札概要書」に記載のとおりとします。

2 入札参加資格に関する事項

① 入札に参加しようとする者は、次に掲げる要件をすべて備えていなければならない。

ア 寒川町の競争入札参加資格を有することについて寒川町長の認定を受けている者

イ 地方自治法施行令第167条の4の規定に該当しない者

ウ 建設業法（昭和24年法律第100号）第28条に定める指示又は営業停止を受けていない者

エ 寒川町指名停止に関する取扱基準（昭和52年7月1日施行）に基づく指名停止を受けていない者

オ 公告日直前に終了した事業年度（1年分）に係る次の各税の滞納がない者
法人税・都道府県民税及び事業税・市町村税

カ 「かながわ電子入札共同システム」により入札に参加できる者

キ 「入札概要書」に記載する事項に適合している者

ク 寒川町暴力団排除条例（平成23年寒川町条例第11号）第2条第1号から第3号及び第5条に該当しない者であること。

② 競争参加資格の確認申請

ア 入札に参加しようとする者は、「入札概要書」に記載した日までに、かながわ電子入札共同システムにより競争参加資格確認申請をしてください。また、会社役員名が記載されている書類が必要な場合がありますので、町から指示がありましたら速やかに提出して下さい。

イ 競争参加資格確認申請をもって、別紙「誓約事項及び競争参加資格確認に係る注意」の内容について誓約したものとみなします。

③ 競争参加資格の確認通知

ア かながわ電子入札共同システムにより所定の期限までに資格の有無を通知します。

ただし、競争参加資格「有」とされた場合でも、開札後、改めて資格を確認し、資格が確認できた場合のみ落札者として決定しますので注意してください。

3 入札に必要な書類の配布

① 入札に必要な書類の各種様式は寒川町ホームページからダウンロードしてください。

② 設計図書等については「入札概要書」で指定する方法によります。

③ 設計図書等のダウンロードの方法は、寒川町ホームページの契約・入札に掲載の「寒川町条件付き一般競争入札の留意点」を参照してください。

4 入札書提出日時及び開札予定日時

「入札概要書」に記載のとおりとします。

5 入札方法

① かながわ電子入札共同システムを利用した電子入札により執行します。

② 入札回数は、2回を限度とします。

6 落札候補者の提出書類

落札候補者として連絡を受けた者は「入札概要書」で指定する日時までに、次の書類を財政課までファックス又は持参してください。

① 内訳書

② 技術者の配置

ア 配置予定技術者調書

イ 競争参加資格確認申請日以前に直接的かつ恒常的な3か月以上の雇用関係が確認できる書類

ウ 監理技術者の場合は、監理技術者資格者証及び監理技術者講習修了証の写し

エ 主任技術者の場合は、資格を証明できる書類の写し（技術検定合格証明書等）

③ 工事施工実績調書

ア 工事施工実績調書

イ 契約書等の写し

④ その他「入札概要書」等で指示のあった書類

7 入札保証金及び契約保証金

「入札概要書」に記載のとおりとします。

8 前払金及び部分払

前払金及び部分払は、寒川町契約規則の定めるところによります。

9 入札の無効に関する事項

この公告において定める条件を満たさない者が行った入札、競争参加確認申請及びその添付書類に虚偽の記載をした者が行った入札並びに寒川町契約規則（昭和50年寒川町規則第5号）第16条に掲げる入札は、無効とします。

10 最低制限価格及び低入札調査基準価格

「入札概要書」に記載のとおりとします。

11 契約の成立要件

契約の締結については、議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例（昭和39年条例第5号）第2条の規定に該当するものは、議会の議決を要します。

議会の議決までに、地方自治法施行令第167条の4の規定に基づく参加資格の制限又は寒川町の指名停止に関する取扱い基準に基づく指名停止措置を受けた場合には、契約を締結しないこととします。

12 契約書の作成

契約の締結にあたっては、契約書の作成を要します。

なお、契約書の作成に要する費用は、落札者の負担とします。

13 その他

- ① 公正に入札を執行できないと認められる場合、又はそのおそれがある場合は、当該入札参加者を入札に参加させず、又は入札の執行を延期し、若しくは取り止めることがあります。
- ② 万一、「かながわ電子入札共同システム」に障害が発生した場合は、入札を中止することがあります。
- ③ 前各項に定めるもののほか、寒川町契約規則及び契約関連要綱、電子入札運用基準等の定めるところによります。

14 問い合わせ先

寒川町企画政策部財政課契約検査担当

電話 0467-74-1111内線534～535

FAX 0467-75-9907

※電子入札共同システムの操作に関する問い合わせ先

コールセンター 受付 9時～17時

フリーダイヤル 0120-921-182

誓約事項及び競争参加資格確認に係る注意

競争入札参加申請に伴う誓約事項

本件工事等の競争参加資格確認申請者は、競争参加資格確認申請をもって、次のとおり誓約したものとみなしますので、資格をよく確認してから申請してください。

寒川町企画政策部財政課

誓 約 事 項

当社（私）は、本件工事等の競争参加資格確認申請期限において、次の事項について事実と相違ないことを誓約します。

なお、誓約事項に該当しないこととなった場合は、入札の無効又は失格となることについて同意します。

- 1 地方自治法施行令第167条の4の規程（成年被後見人、被補佐人、被補助人、破産者で復権を得ない者等）に該当しない。
- 2 法令等の規程による営業停止を受けていない。
- 3 寒川町指名停止に関する取扱基準に基づく指名停止を受けていない。
- 4 法人税・都道府県民税及び事業税・市町村税に滞納がない。
- 5 入札参加資格に関する参加条件に適合している。
- 6 本件工事等に配置できる技術者及び現場代理人を有している。
- 7 寒川町暴力団排除条例（平成23年寒川町条例第11号）第2条第1号から第3号及び第5号に該当しない。

※虚偽申請は指名停止の対象となりますのでご注意ください。